

## 第57回補装具評価検討会 議事要旨

○日時 令和4年12月14日(水) 15:00～17:00

○場所 TKP新橋カンファレンスセンター ホール15A (WEBとの併用開催)

### ○出席者

(委員) ※敬称略

石川浩太郎、井村保、檜本修、河合俊宏、小林庸子、清水朋美、高岡徹、陳隆明、飛松好子、芳賀信彦、森本正治

(オブザーバー) ※敬称略

我澤賢之、白銀暁、中村隆、山崎伸也、吉岡久恵

(厚生労働省)

自立支援振興室長 奥出吉規、自立支援振興室長補佐 大城正志、福祉用具専門官 徳井亜加根、障害者支援機器係長 田中匡、企画課主査 前田祐子

### ○議題

- ・ 令和5年度補装具費支給基準告示、補装具費支給事務取扱指針等の改正について

### ○議事

本検討会で個別の企業名及び個別の品名等に対する意見又は評価等が述べられる部分についての議事内容は非公開とし、その要旨を速やかに公表することとしている。

(1) 令和5年度における補装具費支給基準告示、補装具費支給事務取扱指針等の改正等について

① 第56回補装具評価検討会での議論を踏まえ作成した令和5年度における補装具費支給基準告示の改正案について、構成員より了承された。

- ・ 足底裏革交換の修理基準について、具体的に明記すること
- ・ 重度意思伝達装置の構成要素のうちプリンタについては必要に応じて支給することとし、支給しない場合は基準額から減額すること

② 補装具費支給事務取扱指針について、利用者の利便性を考慮する必要があるときは、来所判定に代えてオンライン等での判定も可能にする改正案を構成員により了承された。

③ 以下の事項については、事務連絡にて周知を図ることで構成員の了承を得た。

- ・ 盲ろう者については、障害特性を踏まえ、補装具の複数個支給は可能であること
- ・ 補装具の耐用年数については告示に掲げる耐用年数を一律に適用しないこと、特に児童については成長速度や使用環境も踏まえ、再支給等の申請に対して柔軟に対応すること
- ・ 電動6輪車椅子については、電動車椅子の基本構造として定められていないところ、屋内での移動に必要であると認められれば特例補装具として対応が可能であること 他

④ 令和6年度の基準改正に向けて引き続き検討を要する事項について、確認を行った。

(2) その他意見交換

新たな技術に対応する基本工作法見直しの必要性について、構成員より意見があった。

<照会先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

電話 03-5253-1111 (内線 3073)